

第19回福島家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成24年11月7日（水）午後1時30分～午後3時30分

2 場所

福島家庭裁判所3階会議室

3 出席者

浅香紀久雄（委員長），黒川和明，今野博美，佐藤一夫，手塚佳子，富田 哲，
布施雄士，渡辺和子（敬称略，五十音順）

4 開会等

- (1) 開会宣言
- (2) 委員の新任及び紹介
- (3) 委員長選任及び委員長あいさつ

5 議事及び質疑応答の要旨（●委員長，○委員，□説明者）

(1) 「離婚調停の中のこども」について

□ 調停事件における子の福祉について，最高裁判所家庭局作成の当事者向けDVDを上映し，平成24年4月1日施行の改正民法及び平成25年1月1日施行の家事事件手続法による変更点並びに，家事事件手続法施行に向けた準備状況を説明した。

○ よくできたDVDで感心した。こういったツールはぜひ活用すべきである。

○ 今回のテーマについて，こども向けのDVDがないのであれば，ぜひ作成してほしい。アメリカ等では，こどものために専門家である心理療法士や精神科医との繋がりが強いと聞いている。家庭裁判所調査官（以下「調査官」という。）の努力は理解しているが，より一層という意味で精神科医等との取組みはできないものか。

□ こども向けの書籍については，少しずつ出版が増えており，翻訳中心だっ

たものが日本で作成されたものに変化しつつある。

また、例えば、自分を守るために、あえて親を嫌うという行動を取ってしまった子どもの回復には専門家の介入が必要な場合もあるものの、専門家の介入までは必要ないという場合は、DVD等があればと感じることもある。

- 配布された資料2（書式：子どもについての事情説明書）に「この書類は当事者等から申請があればコピーさせることがあります。」との記載があるが「等」には子供も含まれているのか。
- 調停記録の閲覧謄写に関することになるが、条文によれば「当事者又は利害関係人」とされている。意思能力があれば子どもでも問題はない。
- 以前は、離婚調停の中の面会交流の困難さから実現しなかった面があったが、最近は面会交流を推進する流れになっており、当事者も躊躇することなく応じている。この点についてのご意見も伺いたい。
- 日本の法律では、養育費や相続に関し、両親の離婚は、親子の関係には影響を与えないとするのが原則である。面会交流も行うことが望ましいと思われるが、DV等、躊躇するケースも考えられる。こういった場合は、調査官等に調整してもらい、ケースバイケースで考えていかなければならないのではないか。
- 調停の場面に関わっていると、父が親権を主張し、これまでの「子は母」という通念がなくなりつつあると感じる。まず、親権者をどちらに定めるかが大きな問題であり、親同士だけでなく、その背後にいる祖父母の影響も大きい。面会交流を推進するという地盤はまだできていないと感じる。いずれにしても、面会交流が滞りなく行われるよう、様々な場面で当事者にレクチャーしていく必要を感じており、裁判所はそれをリードしていく役割を求められているのではないか。
- 親権争いの陰に祖父母の影響があるというケースがみられる。十数年前には「跡取りだから」という話がよくあったが、今もそういう状況が続いてい

るのか。

- 結婚式場を運営しているが、現在はカップル中心で、父母がお金とともに口を出すパターンがウエイトを占めるということはなくなってきている。福島は保守的と言われるが、少しずつ崩れていると感じる。
- 不妊治療のひとつである体外受精も、跡取りがほしいという感情が発端だったと聞いているが、最近では、跡取りがいないことから嫁の地位が低くなるということは少なくなったと感じる。震災で避難している家族も、祖母と母及び子が避難した世帯も多く、家の跡取りという意識は薄くなってきているのではないか。
- 当事者等に配布する資料に、子の代理人制度についてももう少し説明を加えてほしい。
- 家事事件手続法においても、当事者あるいは利害関係人に手続代理人が選任されることに問題はない。子が手続に参加する場合は、子自身が自分の意思を表示できることが前提となる。また、子が手続に参加し、かえって争いに巻き込まれる場合は参加させない場合もあり、バランスを考えなければならない。
- 首都圏では、現に、子自身が弁護士に相談に来ることがあると聞いている。制度ができたばかりで費用面の問題もある。しかし、子のためにはどうしたら適切に制度を利用できるか考えなければならない。
- 調停委員が、こどもの気持ちを直接聞くことが少なく、調査官の調査結果を説得材料として、ねばり強く双方が分かり合える道を模索している。親権者をどちらにするかというヤマを越えようと、次は面会交流で折り合いがつかないということもある。
- 以前、親権者を父とし、監護者を母と定めたものの、うまく連携がとれないという事案があった。
- 親権者と監護者を別々に定めるという事案は、どの程度の割合があるのか。

- 基本的には、親権者と監護者を別々にはしない。両親の関係が良好であれば別々にしても支障はないかもしれないが、調停手続を利用する事案では難しいことが多い。
- 調停で親権者の折り合いがつかずに裁判となった場合、調停と同様に調査官を活用しているのか。
- 裁判手続が家庭裁判所で扱うようになり、調査官という資源を使えるようになったことから、調停手続と同様に調査官に調査を命じることがある。

(3) 新庁舎建設工事の進捗状況について

- 本庁新庁舎建設工事の進捗状況について説明した。

次回期日の指定

平成25年6月5日（水）午後1時30分

7 閉会